○国土交通省令第十二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第六十条第一項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別記様式第二十二号表中「住所」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）別記様式第二十二号による管理業務主任者証は、この省令による改正後の規則別記様式第二十二号による管理業務主任者証とみなす。

○国土交通省令第十三号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条の三及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、子ども・子育て支援法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

子ども・子育て支援法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別紙建築物又は建築物の部分の用途の区分の項中「養護学校、盲学校又は聾学校」を「特別支援学校」に、

各種学校	
幼保連携型認定こども園	

を

各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132

に、

児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	08210
隣保館	08220

を

児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	08210

に改める。

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第七項中「又は保育所」を「、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」に改める。

附　則

この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十四号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第十五条の規定に基づき、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則（平成二十四年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「前々年度の一月一日から前年度の十月三十一日まで」を「前年度の九月一日から当該年度の十一月三十日まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○環境省令第十号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　環境大臣　望月　義夫

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　地方自治法の一部を改正する法律附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの省令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第二条第一項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

○環境省令第十一号

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十四条第二項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　環境大臣　望月　義夫

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の表区域の欄中「及び中部山岳国立公園」を「、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。